

重 要

冊子は必ず担当者へお渡しください

この冊子は福島県PTA連合会HPよりダウンロードができます。

令和8年度 福島県PTA安全互助会補償制度 事務取扱概要

安全互助会補償制度加入手続きの流れ

令和8年3月5日(木)必着 安全互助会加入申込締切

● 加入申込書

Excel版(自動計算式)・手書き版(PDF)データを福島県PTA連合会のHPよりダウンロードしてください。

- 3月に提出する「加入申込書」の控えを各学校・園にて保管してください。
- 4月以降のコース変更はできません。(4/1より保険補償開始のため)
- 4月以降加入の場合は翌月からの補償となります。
- 「準要保護児童生徒」及び「幼稚園・こども園、園児」は会費減免に該当しません。

学校番号(会員番号) 令和8年1月上旬事務取扱概要と共に学校長・園長宛送付

令和8年4月27日(月) 会費口座解約・金融機関の口座変更届 受付締切(P37)

令和8年5月29日(金) 会費口座名義変更・支店名のみ変更届 受付締切(P37)

令和8年5月31日(日) 安全互助会加入人数変更 最終報告

- 加入人数に変更があった場合は、加入申込書控を二重線で訂正し再計算をしてFAXにて送付してください。
- 要保護児童生徒人数確認報告書を5月末まで確定し次第提出ください。
(確定しない場合は本会へお知らせください) (P38)

令和8年6月9日(火) 口座引落を希望しない学校・園より安全互助会会費
本会への口座振り込み 最終日(P5)

- 安全互助会口座への振込手数料は各PTAで負担してください。

令和8年6月18日(木) 各学校・園の指定口座より安全互助会会費
(6/3(水) 加入人数・会費納入額を決定) 引き落とし日(P5)

● 前日までに指定口座の会費入金額残高確認をお願いいたします。

6月以降の 転出・転入の児童・生徒名簿の提出 (3学期の報告は必要ありません)

- 6月以降の転入生の会費は本会で負担します。転出・転入児童・生徒の報告は異動発生の都度FAXでお知らせください。(P39)

- ★ 学校より事故報告申請の学校番号(会員番号)を保護者へお伝えください。
- ★ コールセンターの電話番号は事務取扱概要冊子、ご案内チラシに記載しています。

福島県PTA連合会・福島県PTA安全互助会

申込手続 …… 3月5日(木)
会費納入 …… 6月9日(火)
(口座引落を希望しない学校・園)
会費引落日 …… 6月18日(木)
※期日までにお手続きください
(4月より会員資格取得)

事故発生報告と保険金請求はすみやかに

- 事故報告は発生次第すみやかに連絡してください。
- 治癒次第、保険金請求書類を郵送してください。
- 治療が長期にわたる場合でも事故発生日から
180日間が補償期間です。

☆PTA会員の保護者様へ事故報告申請センターの
「電話番号」・学校番号（会員番号）をアナウンスください。

☆単Pに入会していない保護者・児童・生徒は補償制度の対象と
なりません。

目 次

I	本補償制度概要	1
II	加入の申込みについて	
1.	加入の手続き	3
2.	会員資格等	3
3.	会費	4
III	コース別給付内容一覧	6
IV	保険金請求の手続きについて	
1.	事故報告方法	7
2.	保険金の請求に必要な書類＜傷害事故＞	8
3.	保険金の請求に必要な書類＜賠償事故＞	9
4.	その他留意点	10
V	児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要	
1.	＜普通傷害保険の概要＞	11
2.	＜賠償責任保険の概要＞	15
3.	＜事故が発生した場合の対応＞	18
★	Q & A	19
★	記入例・見本、様式	26
○	保険金請求書兼同意書（傷害保険）	28
○	入院・通院申告書	29
○	保険金請求書兼同意書（賠償責任保険）	31
○	賠償申告書	32
○	保険金請求手続きにかかるご照会	33
○	令和8年度 福島県PTA安全互助会加入申込書（様式1）	35・36
○	福島県PTA安全互助会会費振替口座変更届（様式2）	37
○	要保護児童生徒人数確認報告書（様式3）	38
○	福島県PTA安全互助会6月以降転出・ 転入生の児童生徒確認報告書（様式4）	39

I 本補償制度概要

児童・生徒のケガ

普通傷害保険

学校契約団体傷害保険特約
(学校の管理下外のみ補償)

◎ 学校の管理下外（家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償

※ 低温やけど、腱鞘炎、疲労骨折、テニス肘、野球肩、ジャンパー膝、オスグッド病などの各種スポーツ障害、骨粗しょう症を原因とする骨折などは、急激かつ偶然な外来の事故に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。



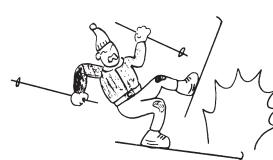
●自動車にはねられて
ケガをした。



●自転車で転倒して
ケガをした。



●野球でケガをした。



●スキーをしていて
足をネンザした。



●自宅や外出先の建物
内での火災によりケ
ガをした。

※ 入院・通院の場合、治療期間が7日以上の場合に対象になります。

(事故日から治療終了までが7日以上のことでの治療回数ではありません。P20・Q3参照)

PTA会員のケガ

普通傷害保険

PTA団体傷害保険特約

◎ PTA会員（含む児童・生徒）が、PTA主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償

※ 低温やけど、腱鞘炎、疲労骨折、テニス肘、野球肩などの各種スポーツ障害、骨粗しょう症を原因とする骨折などは、急激かつ偶然な外来の事故に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。



- ・PTA奉仕作業中、鎌でケガをした。
- ・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- ・PTA行事参加の往復途上、ケガをした。
- ・PTA行事参加の途中、熱中症になった。
- ・PTA行事参加の途中、食中毒になった。

※ 入院・通院の場合、治療期間が1日から対象になります。

令和4年4月1日「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。その中で、未成年者が自転車を利用するときは、保護者に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。児童・生徒の賠償事故の補償は、福島県の自転車条例に対応された補償となっております。

児童・生徒賠償責任 (児童・生徒の賠償事故の補償)

賠償責任保険
PTA特別約款
(児童・生徒賠償責任補償条項)

- ◎ 日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下中の事故で、学校側に責任が認めれば、一般的に学校側が賠償責任を負います）により、児童・生徒・親権者が他人に法律上の賠償責任を負った場合の補償



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。（ただし、まわりの状況、児童・生徒の発達段階によって判断が異なることがあります。）
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。（学校側の管理に問題がなかった場合）

PTA活動中の賠償責任 (PTAの賠償事故の補償)

※PTA主催・共催行事に限る

賠償責任保険
PTA特別約款
(管理者賠償責任補償条項)

- ◎ PTA活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の賠償責任を負った場合の補償
- ◎ PTA活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊・紛失または盗取されたことによりPTAが法律上の賠償責任を負った場合の補償



- ・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・PTAが借りたタコ焼き器を、取り扱いの不備で破損してしまった。

II 加入申込みについて

1. 加入の手続き

- (1) 各幼稚園・学校PTA単位に、同一コースを選択して加入するものとします。
- (2) 児童・生徒・父母全員一括加入です。単位PTAごとに取りまとめ、所定の「加入申込書」にてお申し込みください。
- (3) 申込期限は3月5日(木)必着です。加入申込みの時点で、加入コース、新年度に在籍予定の児童・生徒数、PTA会員世帯数等を加入申込書に記載し、県PTA連合会事務局宛に郵送をお願いします。
○加入申込書は福島県PTA連合会のホームページよりExcel版（自動計算式）・手書き版（PDF）のどちらかをダウンロードしてください。
4月1日からの1年間補償となるため、4月以降のコース変更はできません。
※ 4月以降の加入申込みの場合は、加入翌月からの補償となります。
※ 加入手続き時点でのPTA会長名で申込みください。
※ 本制度は、児童・生徒・父母全員一括加入で、申込み時に名簿の提出を求めていませんが、契約上、引受保険会社がその提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければならぬとしています。
※ 3月に郵送する加入申込書の控えは必ず保管してください。
- (4) 3月の加入申込み以降、5月31日（日）までに加入人数に変更があった場合、加入申込書の控えに二重線を引いて変更人数と会費の変更金額を記入し、本会宛FAXにてご報告ください。
※ 本会では、6月1日（月）で加入人数、会費納入額を確定し、6月18日（木）に口座引落しをいたします。（本会での引落しデータ手続きは6月12日）
- (5) 口座引落を希望しない学校・園においては、6月9日（火）までに会費の納入をお願いします。
- (6) 年度末・年度始で、担当者が替わる場合は引継ぎを確実にしてください。

2. 会員資格等

- (1) 事故報告専用コールセンターへ電話をする際に必要となる「学校番号」（会員番号）は、令和8年1月上旬に「事務取扱概要」と共に各学校へ送付します。
- (2) 6月1日（月）以降に、転入、転出などの異動があった場合は、必ず当会へご連絡ください。
6月1日以降の転入児童・生徒、PTA会員の会費は本会で負担します。〔6月以降転出・転入生の児童・生徒確認報告書〕の提出が必要となります。（FAXにて報告）
3学期については報告の必要はありません。
なお、これまで同様、他県等への転出で会員資格喪失の場合、会費の返戻はいたしません。
※ 転入児童・生徒・PTA会員については、県外、海外からの転入、または、県内で本会の安全互助会に加入していない学校・園からの転入のこと。転出についてもこれらの条件に該当する場合を指します。

- (3) 教職員については、PTA会員同様、会員としての資格を有しますが、本制度上会費の納入の必要はありません。PTA主催行事に参加した際のケガや賠償事故が発生した場合において本制度での補償が得られます。

3. 会 費

(1) 会費 (PTA会員の会費込み)

コース	児童生徒 1名	児童生徒 2名	児童生徒 3名	児童生徒 4名	内 訳
I	1,000円 (912円)	1,840円 (1,668円)	2,680円 (2,424円)	3,520円 (3,180円)	PTA会員1家族 160円 (156円) 児童生徒1名 840円 (756円)
II	800円 (724円)	1,470円 (1,321円)	2,140円 (1,918円)	2,810円 (2,515円)	PTA会員1家族 130円 (127円) 児童生徒1名 670円 (597円)
III	670円 (617円)	1,210円 (1,107円)	1,750円 (1,597円)	2,290円 (2,087円)	PTA会員1家族 130円 (127円) 児童生徒1名 540円 (490円)
IV	883円 (807円)	1,636円 (1,487円)	2,389円 (2,167円)	3,142円 (2,847円)	PTA会員1家族 130円 (127円) 児童生徒1名 753円 (680円)

※ IVコースは特別支援学校（高等学校の年齢区分に該当する生徒）会費です。

※ 児童生徒2名以上の場合は、児童生徒分を加算した会費です。

※ PTAの賠償保険料は、児童生徒数で算出した保険料を保険会社に支払います。

※ ()内は、補償保険料として、保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。

※ 運営費は、本制度が健全に運営され、発展するために必要な諸経費（会議費、普及活動費、通信費 等）です。

(2) 会費の適用

- (イ) 父母の会費は、加入単位PTAごとに一世帯分の会費をお支払いただきます。
- ・小中学校合同の単位PTA会員については、一世帯分の会費とします。
 - ・幼稚園長を小学校長が兼務する幼稚園PTA会員の場合、PTA組織が異なりますので、それぞれの会費となります。
- ※ ただし、会長が同じで、同一の活動をする単一の組織で構成されているPTAの場合は、一世帯分の会費とします。
- (ロ) 要保護児童生徒（生活保護を受けている家庭の子ども）の会費は本会が負担します。
- ※ ただし、PTA会員の会費は納入いただきます。
- ※ 「要保護児童生徒人数確認報告書」は、確定し次第5月末日まで本会へ提出してください。
- (市町村教育委員会より要保護認定が遅れる場合は、事前に当会へご連絡ください)
- 要保護児童生徒人数確認報告書の提出をもって本会で会費を負担いたします。
(要保護児童生徒名簿の提示を求められる場合があります)
- ※ なお、準要保護児童・生徒・幼稚園・こども園の園児は本会負担の対象とはなりません。会費を納入いただきます。

(ハ) 賛助会員(PTA会員以外の方)の会費は、Iコース160円、IIコース130円、IIIコース130円、IVコース130円です。

(3) 会費納入方法

(イ) F-NET参加金融機関(クイック型)利用の場合

6月18日(木)に登録された口座より引落としをし、会費納入が完了となります。口座引落とし手数料は本会で負担します。(6月17日(水)までに指定口座の会費入金額残高を確認)

※ 各学校・園の通帳には、「Pアンゼンゴジョカイ」と表示されます。

(ロ) 東邦銀行南福島支店の本会口座へのお振込みの場合

口座番号	180865
口座種目	普通口座
口座名義	福島県PTA安全互助会 (フクシマケンPTAセイムツヒュートウイイ)

※ 6月9日(火)までに納入してください。振込手数料は、各PTAで負担してください。振替金領収書で、本会の領収証に代えさせていただきます。

※ 「口座引落とし」か「東邦銀行南福島支店の本会口座への振込み」のいずれかによる会費納入としています。「現金書留」での納入はしないでください。

※ 新たに「口座引落とし」による会費の納入を希望される場合や登録口座の変更をする場合は4月27日(月)まで本会にご連絡ください。F-NET代金回収サービス利用のための、口座振替依頼書の提出期限が口座引落日の40日前となっておりますので、早めの手続きをお願いします。

(4) 会費の納入額の算出

(ア) 会費の納入は、一括支払いが原則です。

(イ) 加入申込書のとおり計算し(Excel版は自動計算)児童・生徒とPTAの会費の合計から事務経費(PTAに残す金額)を差し引いた金額が納入額となります。

◆ 事務手続き期日一覧

- | | |
|-----------|--|
| ・1月上旬 | 事務取扱概要、「学校番号」(会員番号)の送付
(各市町村教育委員会文書箱経由) |
| ・3月5日(木) | 加入申込締切【原本郵送必着】 |
| ・4月27日(月) | 「会費口座振替変更届」の最終受付締切 |
| ・5月29日(金) | 「会費口座名義・支店名変更届」の最終受付締切 |
| ・5月31日(日) | 加入人数変更の最終報告、「要保護児童生徒名簿」提出 |
| ・6月9日(火) | 会費納入(口座引き落としを希望しない学校・園・支援学校) |
| ・6月18日(木) | 口座引き落とし日 |
- *「6月以降の転出・転入生の児童生徒名簿報告」は、その月毎、本会へFAXにてお知らせください。(報告は2学期末までとなります)

III コース別給付内容一覧

コース	I	II	III	IV 特別支援学校用 (高等学校の年齢区分に 該当する生徒)
会費	1,000円	800円	670円	883円
兄弟がいる場合 1名当たりの追加会費	840円	670円	540円	753円
補償内容	保険金額			
学校管理下外の 児童・生徒のケガ <学校契約団体傷害保険>	死 亡	91万5千円	88万円	88万円
	後遺障害	3万6千6百円～ 91万5千円	3万5千2百円～ 88万円	3万5千2百円～ 88万円
	入院日額	1,700円	1,000円	1,000円
	手 術	入院中1万7千円 入院外8千5百円	入院中1万円 入院外5千円	入院中1万円 入院外5千円
	通院日額	1,300円	800円	800円
	児童・生徒の賠償事故	—	1億円 (自己負担0円)	100万円 (自己負担0円)
PTA行事活動中の 会員・児童・生徒のケガ <PTA団体傷害保険>	死 亡	596万円	515万円	515万円
	後遺障害	23万8千4百円～ 596万円	20万6千円～ 515万円	20万6千円～ 515万円
	入院日額	4,000円	3,000円	3,000円
	手 術	入院中4万円 入院外2万円	入院中3万円 入院外1万5千円	入院中3万円 入院外1万5千円
	通院日額	2,500円	2,000円	2,000円
	身 体	1名3,000万円 1事故3億円 (自己負担1千円)		
PTA行事活動中の 賠償事故	財 物	1事故500万円 (自己負担1千円)		
	借 用 物	期間中500万円 (自己負担5千円)		

IV 保険金請求の手続きについて

1. 事故報告方法

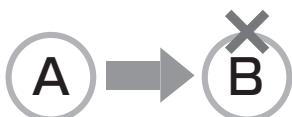
●事故報告専用コールセンターへご連絡をお願いします。

事故報告専用コールセンター (24時間365日対応可能)

0120-693-261

(1) コールセンターへの連絡者は次の通りです。

- ①児童・生徒のケガ・・・・・・保護者が連絡
- ②児童・生徒の賠償事故・・・保護者が連絡



AさんがBさんの物を壊してしまい、Aさんが賠償しなければならない場合、Aさんの保護者から、コールセンターへ連絡をします。



Aさんが自分の物を壊してしまった場合、賠償事故には該当しないため、保険金請求はできません。

- ③PTA会員のケガ・・・・・・・・PTA会員が連絡

- ④PTA活動中の賠償事故 (※)・・・PTAが連絡

(※) 賠償事故を起こしてしまった会員からでも可能です。

(2) 事故報告専用コールセンターへは、下記の項目をお伝えください。

共通項目

- ・入電者の氏名 []
- ・児童、生徒の氏名 []
- ・学校名 []
- ・学年、クラス []
- ・PTAの会員番号（学校番号） []
- ・事故日時 [年 月 日 時 分頃]

おケガの場合

- ・ケガをした場所 []
- ・ケガをした時の状況 []
- ・ケガの内容 []

賠償事故の場合

- ・事故状況 []
- ・相手の方の氏名 []
- ・被害物 []

2. 保険金の請求に必要な書類

<傷害事故>

- 必要な書類
- △ 場合により必要な書類

必要書類	備 考
▶ご請求いただく保険金が10万円以下の場合	
○ 保険金請求書兼同意書 (保険会社書式)	保険金を請求する方が署名、押印ください。
○ 入院・通院申告書	保険金を請求する方が記入してください。
下記（治療費領収書、診察券コピー）のいずれか	
○ 治療費領収書（コピー可）	事故によるケガの治療に要したもの
診察券コピー	事故によるケガを治療した医療機関のもの
△ 診断書（保険会社書式）	上記入院・通院申告書で請求可能ですが、共栄火災よりお願いする場合があります。
○ 同意書（医療機関宛）	保険金を請求する方が署名、押印ください。
△ P T A行事の資料（チラシ等）	P T A行事中の事故の場合に必要です。
▶ご請求いただく保険金が10万円超の場合	
○ 保険金請求書兼同意書 (保険会社書式)	保険金を請求する方が署名、押印ください。
○ 診断書（保険会社書式）	事故によるケガの治療を受けた医療機関で記入していただきください。
○ 同意書（医療機関宛）	保険金を請求する方が署名、押印ください。
△ P T A行事の資料（チラシ等）	P T A行事中の事故の場合に必要です。
▶その他（必要に応じて、ご提出いただく場合のある書類）	
△ 個人情報の取り扱いにかかる同意書	保険金を請求する方が署名、押印ください。
△ 後遺障害診断書	後遺障害保険金の請求がある場合に必要です。医療機関に作成を依頼してください。
△ 戸籍謄本	被保険者の出生から死亡に至るまでの連続した戸籍謄本および相続人全員の生存が確認できるもの
△ 念書	保険金を請求する方が、他の法定相続人を代表して保険金を請求する場合に必要です。
△ 委任状、印鑑登録証明書	保険金請求を他人に委任する場合に必要です。

※事故内容等により、上記以外の書類が必要になる場合があります。

3. 保険金の請求に必要な書類

＜賠償事故＞

- 必ず必要な書類
- △ 場合により必要な書類

必要書類		備 考
共 通	△ 示談書	賠償額300万円を超える場合に必要です。賠償額300万円以下の場合でも共栄火災よりお願いする場合があります。
	△ 示談書の代わりにご提出いただく書類 (賠償額や保険金支払先などによっていずれかをご提出いただきます。)	
	△ 示談書不添付確認書	保険金を請求される方が署名・捺印してください。
	△ 相手方意思確認書	保険金を請求される方・相手方双方の署名捺印が必要となります。
	△ 住民票	児童・生徒と親権者の続柄が確認できるもの
	○ 保険金請求書兼同意書 (保険会社書式)	保険金を請求する方の署名、押印
	△ 確認書	集団で遊んでいる際の事故等、複数の児童・生徒が法律上の賠償責任を負う場合に必要です。
対 物 事 故	△ 在学証明書（共同不法行為用）	
	△ P T A行事の資料（チラシ等）	P T A行事中の事故の場合に必要です。
	○ 修理見積書・請求書	壊した財物のもの
	○ 写真	壊した財物の全体と破損状態がよくわかるように損害部分を撮影したもの
対 人 事 故	△ 車検証（写）	壊した車両のもの（壊した財物が自動車の場合のみ必要）
	○ 領収書（原本）	修理代を支払した際のもの
	○ 治療費領収書（原本）	負傷した相手のもの
	△ その他費用の領収書（原本）	負傷した相手のもの
	△ 診断書（保険会社書式）	（相手側へ）ケガの治療を受けた医療機関で記入いただくようご依頼ください。
	△ 同意書（医療機関宛）	負傷した相手に記入を依頼してください。
	△ 個人情報の取り扱いにかかる同意書	負傷した相手に記入を依頼してください。
	△ 負傷した相手の休業損害証明書（保険会社書式）	相手側へ勤務先にて証明いただくよう依頼してください。
	△ 負傷した相手の所得証明書類	源泉徴収票等

(※) ご請求内容によっては、示談書不添付確認書・相手方意思確認書の代わりに賠償申告書をご案内する場合がございます。

(注) 事故内容等により上記以外の書類が必要になる場合があります。

4. その他留意点

(1) 事故報告後の流れ

①共栄火災・保険金支払部署では、事故受付センターで聴取した内容に基づいて、保護者宛に保険金請求に必要な書類を郵送します。

(注1) 以下の場合は、書類郵送前に保護者宛に保険会社よりお電話させていただく場合があります。

- ・PTAの管理下においてPTA主催行事に参加している間の傷害事故

- ・賠償事故

- ・事故受付センターでの聴取内容に不明点があった場合

(注2) 被保険者（保険の補償を受けられる方）であることの確認のために、保険会社からPTAに確認させていただく場合があります。

②保護者は保険金請求書を記入後、共栄火災・保険金支払部署に返送します。

③共栄火災・保険金支払部署は保護者から返送された保険金請求書を点検し、不備がなければ、すみやかに保険金をお支払いいたします。保険金請求書に不備がある場合は、共栄火災・保険金支払部署が保護者に直接照会します。

(2) 保険金請求書類を記載するときの注意点

①保険金請求書類は、診断書や交通事故証明など他人に記入を依頼するもの以外は、請求者（通常は保護者）の方がすべて記入してください。

②印鑑は訂正印も含め、同じ印鑑を使用してください。

(3) 保険金請求の督促通知について

事故発生の報告をいただいたから一定期間が経過しても保険金請求書をご提出いただけない場合、「保険金請求手続きにかかるご照会」（P33参照）という通知を保護者に発送し、保険金請求意思の有無等にかかるお問い合わせをいたします。

(4) 保険金請求を取り下げる場合

保険金請求を取り下げる場合は、保護者から共栄火災海上保険（株）へ直接ご連絡ください。

連絡は、保険金請求書のご照会先へお願いします。

V 児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要

1. <普通傷害保険の概要>

傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）・熱中症補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）

傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約・熱中症補償特約（PTA団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（PTA団体傷害保険特約用）

保険金をお支払いする主な場合

【学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）付帯普通傷害保険】

被保険者（保険の補償を受けられる方）が、学校の管理下^{※1}外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を被った場合に保険金をお支払いします。ただし、入院保険金、手術保険金、通院保険金については、事故の日からその日を含めて7日目以降において、下記入院保険金または通院保険金をお支払いすることができる状態にある場合に限ります。お支払いの対象となる場合は、入院・通院の初日からを対象としてお支払いします。

※1 「学校の管理下」とは次の場合をいい、この場合におけるケガは補償の対象とはなりません。

- ①学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。以下同様。）
- ②在校中（授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設（児童・生徒が居住している寄宿舎等を除きます。以下、「学校施設」といいます。）内にいることをいいます。）。ただし、学校施設内にいることについて、校長が承認している場合に限ります。
- ③教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率するものに限ります。）

「教育委員会、その他の機関または団体」とは、各市町村、各市町村教育委員会、陸連、水連、柔道連盟、剣道連盟などをいいます。

「学校の教職員が引率する場合」とは、教職員が職務として付き添っている場合をいいます。

【PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険】

被保険者（保険の補償を受けられる方）^{※2}が、PTAの管理下^{※3}においてPTA行事^{※4}に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を被った場合に保険金をお支払いします。

※2 「被保険者」は、下記の者をいいます。

- ①PTA会員
- ②PTA会員の同居の親族（PTA会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます。）
- ③PTA会員の代理としてPTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限ります。

※3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

※4 「PTA行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

被保険者の範囲 (○印が被保険者の範囲に含まれる方です。)

	児童・生徒	PTA会員 ^{*1}	PTA会員の同居の親族	PTA会員の代理者
学校契約団体傷害保険	○	×	×	×
PTA団体傷害保険	○	○	○ ^{*2}	○ ^{*2*3}

※1 PTAの会則による会員をいいます。

※2 PTA会員とPTA会員以外の被保険者との統柄は事故発生時におけるものをいいます。

※3 あらかじめその行事への参加がPTAに認められている場合に限ります。

学校契約団体傷害保険とPTA団体傷害保険の補償範囲

詳細はそれぞれの特約の定めによりますが、児童・生徒の傷害事故の補償の範囲のイメージは下記のとおりです。

学校管理下外		学校管理下中	
(A)		PTA行事参加中 (B)	(D)
		(C)	

【それぞれの特約での補償の可否】

ケガをされた時	学校契約団体傷害保険	PTA団体傷害保険特約
(A)	補償対象	対象外
(B)	補償対象	補償対象
(C)	対象外	(※)
(D)	対象外	対象外

(※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害補償給付が受けられる場合、傷害保険（PTA団体傷害保険特約付帯）からの保険金支払はありません。なお、同法の定める災害補償は、義務教育諸学校等の管理下の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について給付を行うものです。

- 児童・生徒・PTA会員傷害補償の「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。なお、この保険は、食中毒補償特約を付帯しているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含まれます。

お支払いする保険金

【学校契約団体傷害保険・P T A団体傷害保険共通】

この保険でお支払いする保険金には次のものがあります。

①死亡保険金 【事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。】

(注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

②後遺障害保険金 【事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。】

(注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金 【事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院保険金日額×入院日数を180日限度としてお支払いします。】

(注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いできません。

(注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故があっても入院保険金は重複してはお支払いできません。

④手術保険金 【事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術^(※1)を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額×10倍、日帰り手術は入院保険金日額×5倍を手術保険金としてお支払いします。】

(注) 1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

⑤通院保険金 【事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、通院保険金日額×通院日数を90日限度としてお支払いします。】なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

(注1) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故があっても通院保険金は重複してはお支払いできません。

(注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場所において、所定の部位を固定するため被保険者以外の医師の指示によりギブス等^(※2)を常時装着したとき^(※3)は、その日数について保険金をお支払いします。

(※1) 「公的医療保険制度（健康保険等）に基づく「医科診療報酬点数表により、手術料が加算される手術」または「先進医療に該当する診療行為」を対象とします。ただし、お支払い対象外の手術があります。

- (※2) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローべストをいいます。
- (※3) ギプス等の常時装着により、通院をしたものとみなす部位は、
- 長管骨または脊柱
 - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分
 - 肋骨（ろっこつ）・胸骨（ただし、体幹部を固定した場合に限ります。）
 - 顎骨または顎関節（ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）

保険金をお支払いできない主な場合

主に下記のような事由によって生じたケガや身体の傷害（PTA団体傷害保険のみ）（以降「ケガ等」といいます。）に対しては保険金をお支払いできません。

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべきケガ（PTA団体傷害保険のみ）
※ただし、登下校中（自宅から学校・園の敷地の出入り口まで）は重複して支払い対象としています。
 - ②ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ等
 - ③けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ等
 - ④自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等をしての運転中に生じた事故によるケガ等
 - ⑤脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ等
 - ⑥妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ等
 - ⑦戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除きます。）
 - ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ等
 - ⑨ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ等
 - ⑩自動車、オートバイ、モトクロス、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ等
 - ⑪むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(*)のないもの
- (※) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

など

2. <賠償責任保険の概要>

賠償責任保険普通保険約款 + P T A特別約款【管理者賠償責任補償条項／児童・生徒賠償責任補償条項】

保険金をお支払いする主な場合

1. P T A活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

P T A管理下中にP T A活動に起因して、偶然な事故により他人の身体の障害、または財物の損壊が発生したために、P T Aが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

2. P T Aが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

P T A管理下中に、P T A活動を行うために他人から借り受けた財物（スポーツ用具・体育資材等）をP T Aが使用、管理している間に、P T Aの構成員であるP T A会員・児童・生徒が損壊、紛失または盗取されたために、法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

3. 児童・生徒の賠償責任（児童・生徒賠償責任補償条項）

P T Aの児童・生徒の行為に起因して、他人に与えた身体の障害または財物の損壊について、P T Aの児童・生徒もしくはその親権者・その他の法定監督義務者（親権者および後見人）が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎ 日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下中の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外）により、児童・生徒・親権者が他人に法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

（注1）P T A管理下とは、P T Aの指揮、監督および指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童・生徒がP T A活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はP T A管理下には含みません。

（注2）P T Aとは、父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、P T A会員の相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

（注3）P T A活動とは、日本国内においてP T Aの目的にそってP T Aが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動で、P T A総会、運営委員会などP T A会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保 険 金 の 種 類		支払方法
損害賠償金	①損害賠償金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用	②損害防止費用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③応急手当等費用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
損害	④争訟費用 損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥示談交渉費用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- (注1) ①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- (注2) ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- (注3) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

被保険者の範囲

1. 管理者賠償責任補償条項：PTA
2. 児童・生徒賠償責任補償条項：PTAの児童・生徒、PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者
 - (注1) 児童・生徒賠償責任補償条項については、PTAの児童・生徒の行為に起因する事故についてのみ支払対象となります。
 - (注2) 児童・生徒賠償責任補償条項の被保険者となりうる法定の監督義務者とは、親権者（民法820条）および後見人（民法857条）です。幼稚園長、小学校長等の代理監督者（民法714条第2項）は本条項の被保険者には含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

共 通

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 など

PTA活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- ①施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ②自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③PTAの占有下にないものまたは飲食物に起因する賠償責任
- ④PTA活動終了後にPTA活動以外の活動で起こった賠償責任 など

PTAが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- ①PTAの借用物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損、または借用物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された借用物の破損によって生じた賠償責任
- ②PTA活動終了後にPTA活動以外の活動で起こった賠償責任 など

児童・生徒賠償責任補償条項

- ①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 など
- ◎ 日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下中の事故で、学校側に責任が認められれば、一般的に学校側が賠償責任を負います）により、児童・生徒・親権者が他人に法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

3. <事故が発生した場合の対応>

【普通傷害保険・賠償責任保険共通】

万一事故が発生したときは、すみやかに共栄火災へ報告するよう周知してください。

(賠償事故の場合)

- 示談に際し引受保険会社の承認が必要ですので必ず事前にご相談ください。
- 引受保険会社にご連絡がないまま示談交渉されると、支払われた賠償金の全部または一部について保険金をお支払いできない場合があります。
- ご連絡いただく事項

- ①賠償事故が発生した日時・場所および状況
- ②被害者の住所・氏名および被害物件
- ③賠償事故の内容・原因等

<賠償責任保険金における被害者の先取特権>

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

(傷害事故の場合)

- ケガをされた場合には治療を受けられた医療機関に「診断書（保険会社書式）」の作成を依頼していただく場合があります。

Q & A 一覧

傷害事故

- Q 1 複数の病院に通院した場合はどのようにしたらよろしいでしょうか。
- Q 2 治療費が10万円かかった場合、保険金の支払額も10万円になるのでしょうか。
- Q 3 学校契約団体傷害保険固有の「保険金支払いの条件」はありますか。
- Q 4 保護者が、PTA主催の委員会に出席中、同行していた児童・生徒が、委員会終了を待ちながら校庭で遊んでいたところ、転んでケガをした。このような場合は対象になるのでしょうか。
- Q 5 PTA行事に参加中の児童・生徒の傷害に対する補償は、1日でも対象となりますか。
- Q 6 PTA会員の傷害補償の場合、授業参観に参加中の傷害事故について補償されますか。
- Q 7 医師以外の方から治療を受けた場合の支払いはどうなりますか。
- Q 8 児童・生徒のケガの補償における「学校管理下外」について具体的に教えてください。
- Q 9 中学生が職場体験を行う場合、補償対象になりますか。
- Q 10 高校の体験入学へ参加する場合、補償対象になりますか。
- Q 11 校外学習や宿泊学習へ参加中のケガは補償対象になりますか。

賠償事故

- Q12 バレーボールやソフトボールなどのスポーツ中や、鬼ごっこやハンカチ落としなどのゲーム中に、誤って他人のメガネを壊してしまった場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。
- Q13 休み時間中、児童・生徒同士がふざけあっていて、一方の児童・生徒が相手の児童・生徒のメガネを誤って破損させてしまった。賠償責任保険の保険金支払いの対象になりますか。
- Q14 3年前に購入したメガネを壊してしまったケースで、賠償責任保険の保険金支払いの対象と認められた時に、保険金の支払額はメガネの購入額になりますか。
- Q15 友達から借りてきたゲームソフトを、自宅で誤って壊した場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。
- Q16 児童・生徒が友達の家で遊んでいる際に、テレビゲームのコントローラーを誤って壊した場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。
- Q17 児童・生徒が学校から借りていたタブレットを壊してしまった場合は、保険金支払いの対象となりますか。
- Q18 児童・生徒がPTA主催の球技大会（休日開催）の会場に向かう途中、誤って通行人にケガをさせた場合は、PTA賠償責任保険で保険金支払の対象となりますか。
- Q19 外出先にて、児童・生徒が保護者の自動車から降りようとドアを開けたところ、隣に停まっていた自動車のドアに傷を付けてしまった。隣の自動車の修理代は保険金支払いの対象となりますか。
- Q20 年度を越えた場合の事故報告・保険金請求はどのようになりますか。
- Q21 福島県で制定された「自転車条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。安全互助会補償制度は「自転車損害賠償責任保険等」に該当するのでしょうか。
- Q22 特別支援学級の児童・生徒が授業中に暴れ、落ち着かせようとした教職員のメガネを壊した場合、賠償責任保険の保険金支払い対象となりますか。

Q & A (傷害事故)

Q. 1 複数の病院に通院した場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A. 1 保険金請求書は1通で、入院・通院申告書にそれぞれの病院の領収証または診察券のコピーを添付してください。なお、保険金請求額が10万円を超える場合などは、診断書が必要となります。

Q. 2 治療費が10万円かかった場合、保険金の支払額も10万円になるのでしょうか。

A. 2 保険金の支払い額は、それぞれの学校が加入しているコースの入・通院保険金日額に、入・通院した日数を乗じた金額での支払いとなります。実際に支払った治療費がそのまま支払われる保険金の金額とはなりません。

Q. 3 学校契約団体傷害保険固有の「保険金支払いの条件」はありますか。

A. 3 学校の管理下にない時に被ったケガにより、治療期間が7日以上となった場合は入院・手術・通院保険金の支払対象となります。

※治療期間7日以上とは・・・治療の回数（病院に通った回数）が7回以上ということではありません。「事故日から通院終了までが7日以上」ということです。7日目以降に医療機関での治療を受けていれば対象となります。

×対象外の例…治癒が7日目以降でも、通院が6日目以内に終了している場合は対象外。

4/11 1日目	4/12 2日目	4/13 3日目	4/14 4日目	4/15 5日目	4/16 6日目	4/17 7日目	4/18 8日目
 ケガ				通院終了			
通院開始					通院終了	 治癒 (例：傷が塞がった)	

○対象の例…Ⅱコースで下記の場合、800円×2回=1,600円の支払い。（コースで保険金額が異なる）

 ケガ	通院開始 (1回目)				通院終了 (2回目)	
--	---------------	--	--	--	---------------	--

Q & A (傷害事故)

Q. 4 保護者が、PTA主催の委員会に出席中、同行していた児童・生徒が、委員会終了を待ちながら校庭で遊んでいたところ、転んでケガをした。このような場合は対象になるのでしょうか。

A. 4 負傷した児童・生徒は、PTA主催の委員会に出席しているわけではなく、PTAの管理下には含まれないため、PTA団体傷害保険では支払対象とはなりません。しかし、学校管理下外の事故であることから、学校契約団体傷害保険（学校管理下外のみ補償）においては、支払の対象になります。

Q. 5 PTA行事に参加中の児童・生徒の傷害に対する補償は、1日でも対象となりますか。

A. 5 たとえ1日でも補償となります。PTA団体傷害保険日額の1日分が支払われます。なお、治療期間が7日以上の場合は、学校契約団体傷害保険とPTA団体傷害保険の両方から支払われます。

Q. 6 PTA会員の傷害補償の場合、授業参観に参加中の傷害事故について補償されますか。

A. 6 PTA会員の傷害補償はPTAが主催・共催の行事に参加中の傷害事故を補償します。そのためPTAが主催・共催でない単なる授業参観の場合は補償の対象となりません。

PTA主催・共催の授業参観の例…PTA総会と授業参観と一緒に開催する場合や授業参観と教育講演会を組み合わせた行事など

Q. 7 医師以外の方から治療を受けた場合の支払はどうなりますか。

A. 7 柔道整復師（接骨院・整骨院）による治療（施術）は支払の対象となります。ただし、医師の指示によらない、あんま・はり・マッサージ等は医療行為に含まれません。

※医師の指示により、リハビリのため通院した場合も支払いの対象となります。

Q. 8 児童・生徒のケガの補償における、「学校の管理下外」について具体的に教えてください。

A. 8 学校の管理下外の具体例は次の通りです。

- ・スポーツ少年団（学校の教員以外が指導する活動）の活動に参加中のケガ
- ・平日に学校敷地内で外部コーチの指導（教職員は管理しない）のもと行う活動中のケガ
- ・土曜・日曜・祝日・休業日の部活動
- ・学校から帰宅後、また学校に来て遊んでいる際のケガ
- ・登下校中のケガ（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と重複して補償の対象となります。）
- ・夏休み中における学校のプール開放利用中
- ・放課後児童クラブ、学童保育等

また、学校の管理下については、P11・※1をご覧ください。

Q. 9 中学生が職場体験を行う場合、補償対象になりますか。

A. 9 教職員の引率を伴わない場合は補償対象になります。

Q. 10 高校の体験入学へ参加をする場合、補償対象になりますか。

A. 10 教職員の引率を伴わない場合は補償対象になります。

Q. 11 校外学習や宿泊学習へ参加中のケガは補償対象になりますか。

A. 11 学校管理下中のため、補償対象外です。

Q & A (賠償事故)

Q. 12 バレーボールやソフトボールなどのスポーツ中や、鬼ごっこやハンカチ落としなどのゲーム中に、誤って他人のメガネを壊してしまった場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A. 12 一般的に、スポーツ中やゲーム中は、参加者同士が一定の危険を認識した上で参加していると考えられることから、法律上の賠償責任が発生しないとされており、賠償責任保険では対象となりません。ただし、参加者にルールを著しく逸脱した行為があった場合は、法律上の賠償責任が生じ、保険金の支払対象となる場合もあります。なお、状況によっては相手の児童・生徒にも事故の責任が認められることもあります。

Q. 13 休み時間中、児童・生徒同士がふざけあって、一方の児童・生徒が相手児童・生徒のメガネを誤って破損させてしまった。賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A. 13 児童・生徒同士がふざけている最中に、不注意で顔に手が当たり、メガネが壊れたような場合は、故意によるものではないため、保険金の支払対象となります。ただし、相手の児童・生徒にも事故に対する過失が生じる場合があります。（※スポーツ中やゲーム中はQ & A12を参照してください。）

Q. 14 3年前に購入したメガネを壊してしまったケースで、賠償責任保険の保険金支払いの対象と認められた時に、保険金の支払額はメガネの購入額になりますか。

A. 14 保険金をお支払いする基準は、時価額（※）が限度となりますので、購入額全額をお支払いすることはできません。

（※）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

Q. 15 児童・生徒が友達から借りてきたゲームソフトを、自宅で誤って壊した場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A. 15 他人からの借用物を壊した場合、賠償責任保険では保険金の支払対象とはなりません。他人から借用した時点でその借用物に対する管理責任が生じますが、P17 [保険金をお支払いできない主な場合] 児童・生徒賠償責任補償条項②の通り、管理する財物の損壊は保険金の支払対象外となっています。

※管理する財物には、学校から自宅へ持ち帰ってきたタブレット端末や図書館で借りた本等が含まれます。

Q. 16 児童・生徒が友達の家で遊んでいる際に、テレビゲームのコントローラーを誤って壊した場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A. 16 Q & A 15のとおり、他人からの借用物を壊した場合は、保険金支払の対象外となります。友達の家で友達と一緒に遊んでいるうちに一時的に借りた玩具を壊してしまった場合など、当該玩具を独占的に使用・管理しているとは認められない場合は、保険金支払の対象となります。

Q. 17 児童・生徒が学校から借りてきたタブレットを壊した場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A. 17 具体例は次のとおりです。

例① 授業中に児童が落として壊してしまった。→支払対象外
※学校の指導管理に起因するため、支払対象外です。

例② 自宅でランドセルから取り出したところ、落として壊してしまった。→支払対象外
※P17 [保険金をお支払いできない主な場合] 児童・生徒賠償責任補償条項②の通り、他人から借用し管理する財物の損壊についてお支払いできません。

Q & A (賠償事故)

Q. 18 児童・生徒がPTA主催の球技大会(休日開催)の会場に向かう途中、誤つて通行人にケガをさせた場合は、PTA賠償責任保険で保険金支払の対象となりますか。

A. 18 PTA賠償責任保険において、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復途上中は、PTAの管理下の範囲に含まれますが、PTAに管理上の責任が発生しないため、管理者賠償責任補償条項では支払の対象にはなりません。このようなPTA管理下に含まれない児童・生徒の(過失による)賠償事故については、児童・生徒賠償責任補償条項において支払対象となります。

Q. 19 外出先にて、児童・生徒が保護者の自動車から降りようとドアを開けたところ、隣に停まっていた自動車のドアに当たり傷を付けてしまった。隣の自動車の修理代は保険金支払いの対象となりますか。

A. 19 「自動車の使用に起因する賠償責任」に該当するため、お支払いすることはできません。

Q. 20 年度を越えた場合の事故報告・保険金請求はどのようになりますか。

A. 20 年度内に発生した事故は、極力年度内に事故報告をしてください。年度末に発生した事故や、年度末の時点でまだ治療中の傷害については、事故発生日の学年・学校名・会員番号で請求をすることになります。

Q. 21 福島県で制定された「自転車条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。安全互助会補償制度は「自転車損害賠償責任保険等」に該当するのでしょうか。

A. 21 該当します。安全互助会補償制度の「児童・生徒の賠償事故の補償」において、自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合は補償対象となります。
また、自転車利用中の事故により停車中の車にキズをつけてしまった場合等も補償対象となります。

Q. 22 特別支援学級の児童・生徒が授業中に暴れ、落ち着かせようとした教職員のメガネを壊した場合、賠償責任保険の保険金支払い対象となりますか。

A. 22 一概に「支払対象になる」「支払いにならない」という判断が難しい案件です。事故報告をして頂き、当社で詳細を確認の上、支払対象になるか査定をさせていただきます。その際には、該当児童・生徒の指導要領のご提出をお願いすることがあります。

記入例・見本

＜共栄火災から郵送される書類等＞

- 保険金請求書兼同意書（傷害保険） 28
- 入院・通院申告書 29
- 保険金請求書兼同意書（賠償責任保険） 31
- 賠償申告書 32
- 保険金請求手続きにかかるご照会 33

※保険金の請求に必要な書類等は必要に応じ様式を改定する場合があります。

様 式

※様式をコピーしてご使用ください。ホームページからダウンロードすることができます。

- 令和8年度 福島県P T A安全互助会加入申込書（様式1） 35・36
- 福島県P T A安全互助会会費振替口座変更届（様式2） 37
- 要保護児童生徒人数確認報告書（様式3） 38
- 福島県P T A安全互助会6月以降転出・
転入生の児童生徒確認報告書（様式4） 39

(傷害保険)※保険会社より、保護者へ送付される書類です。

〒

様

お客様控	9	《この線から切り離して お客様控 はお手元に保管してください》	
	事 故 内 容	おケガをされた方	様
	おケガをされた日		
	事故の種類		
	※複数契約の場合も一契約について表示しています。		
ご照会先	ご契約者名	様	
	証券番号・種目		
	保険期間		
	営業部署	担当 ☎	
	扱 者	ご照会時間：平日 午前9時～午後5時 ▲書類の書きかた等保険金請求手続きにかかるお問い合わせは上記 ご照会先 までお願いします。	

保険金請求書兼同意書

日額

共栄火災海上保険株式会社 宛

原則としておケガをされた方が保険金請求者となります。

保険金請求者ご本人が署名・押印してください。おケガをされた方が未成年の場合は、親権者（ご両親のいずれか）が保険金請求者となります。

ご請求日
(請求書作成日) 20XX年7月10日

ご照会番号 12345678901

1

保

住

所

金

請

求

者

9609999

町村以下のフリガナ イイサカマチ ヒラノアサ サンマイオサ-1-

福島 都・道・府・県 福島 市・区 飯坂町平野字三枚長1-1

ご自宅 024(554)3006

・日中ご連絡できるところ 024(554)3025

フリガナ キヨウエイ タロウ

おケガをされた方との関係：押印をお忘れなく

本人・親権者

相続人

その他

共栄 太郎

生年月日

大正

昭和

XX年

3月

1日

(歳)

(男)

(女)

- ・ボールペンで太枠内を記入してください。
- ・記入内容を訂正される場合は、二重線を引き、上から押印してください。

◆私は、裏面【お客様情報の取扱い】の内容について確認し、これに同意のうえ、下記事故にかかる保険金を請求します。

◆保険金は、下記支払指図の通りお支払いください。口座への振込みをもって支払いがなされたものと認めます。

◆本保険金請求において、事実に反していることが判明した場合は、保険金請求を取り下げ、あるいは受領した保険金をただちに返還いたします。

2

契約内容

今回のおケガで、ご請求される弊社の保険契約をすべて記入してください。
(ご家族や勤務先でご加入の契約や自動車保険等を含みます)

証券番号または加入者番号

① 9876543210

②

③

②証券または加入者証に記載の被保険者名

共栄 次郎

③の方と「おケガをされた方」の関係

（本人）・（配偶者）・（同居の子・親・その他親族）

（本人）・（配偶者）・（同居の子・親・その他親族）

（本人）・（配偶者）・（同居の子・親・その他親族）

（別居の未婚の子）

（別居の未婚の子）

（別居の未婚の子）

※①～③では不足している場合は、
証券番号のみ記入してください。

3

他社の保険契約等

(注) 今回のおケガで、ご請求される他社の保険契約等がありましたら、下記欄に必ずすべて記入してください。

他社の保険契約等の有無

なし
あり

「あり」の場合のみご記入ください。

保険会社等の名称

山田火災

保険の種類

傷害保険

証券番号

保険契約者

共栄 太郎

保険金請求の有無

なし
あり

4

※必ず記入してください

今後の治療について（いずれかに○をつけてください）

このおケガの治療は

終了しています

繼続しています

今後の治療についてはあらためて請求書類を提出します。

請求は今回で終了です。

(注) 他社損保・共済等を含みます。

5

※必ず記入してください

保険金振込先欄

保険金請求者ご本人名義の口座を記入してください。
通帳をご確認のうえ、正確に記入してください。記入もれや誤りがあると着金が遅れることがあります。

どちらか一方に記入してください。

通帳記号

ゆうちょ銀行

通帳番号

口座名義(カタカナで記入)

金融機関名

共栄

銀行

信金

信組

農協

漁協

労金

(会社使用欄)

本店

支店

(会社使用欄)

支所

口座種類

普通(総合)

貯蓄

当座

その他

口座番号

(左づめで記入)

1 2 3 4 5 6 7

口座名義

(カタカナで記入)

会社使用欄

裏面も必ずご確認ください

CF040000 (25.10)

(傷害保険)※保険会社より、保護者へ送付される書類です。

6	入院・通院申告書(お願い)治療終了後、医師に確認のうえ、お客様が正確に記入してください。																																																																																																																																																																																				
<p>診断書をご提出いただく場合は、6 入院・通院申告書のご記入は不要です。ご記入いただいた治療状況について弊社より医療機関等に確認させていただく場合がございます。</p> <p>◆医療機関に確認した結果、申告の内容が事実と相違していることが判明した場合、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意願います。</p>																																																																																																																																																																																					
ア <table border="1"> <tr> <td style="width: 150px;">診断名</td> <td colspan="2">(医療機関に確認のうえ、正式な診断名を記入してください。複数の診断名がある場合はすべて記入してください)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">縫合</td> <td style="text-align: center;">(無)(有)(cm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">やけどの場合の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">第 度</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">大腿骨骨折</p> <p>おけがをされた体の部位 ※もれなく記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>頭</td> <td>顔</td> <td>眼</td> <td>歯</td> <td>首</td> <td>肩</td> <td>胸</td> <td>腹</td> <td>脊柱</td> <td>腰</td> <td>尻</td> <td>(右)</td> <td>(左)</td> <td>腕</td> <td>(右)</td> <td>(左)</td> <td>手指</td> <td>(左記以外)</td> </tr> <tr> <td>(右)</td> <td>(左)</td> <td>足</td> <td>(足指以外)</td> </tr> <tr> <td>(右)</td> <td>(左)</td> <td>足指</td> <td>(左記以外)</td> </tr> </table> <p>おけがの状態 ※もれなく記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>打撲</td> <td>切り傷</td> <td>すり傷</td> <td>捻挫</td> <td>じん帯傷</td> <td>骨折</td> <td>脱臼</td> <td>火傷</td> <td>その他</td> </tr> </table>		診断名	(医療機関に確認のうえ、正式な診断名を記入してください。複数の診断名がある場合はすべて記入してください)			縫合	(無)(有)(cm)		やけどの場合の程度			第 度		頭	顔	眼	歯	首	肩	胸	腹	脊柱	腰	尻	(右)	(左)	腕	(右)	(左)	手指	(左記以外)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	足	(足指以外)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	足指	(左記以外)	打撲	切り傷	すり傷	捻挫	じん帯傷	骨折	脱臼	火傷	その他	三 力 所 以 上 の 医 療 機 関 を 受 診 し た 場 合 や 入 院 ・ 通 院 申 告 表 が 足 り な い 場 合 は 、 コ ピ ー し て 使 用 す る か、 別 の 紙 に 記 入 し て 添 付 し て く だ さ い。																																																																																																																		
診断名	(医療機関に確認のうえ、正式な診断名を記入してください。複数の診断名がある場合はすべて記入してください)																																																																																																																																																																																				
	縫合	(無)(有)(cm)																																																																																																																																																																																			
	やけどの場合の程度																																																																																																																																																																																				
	第 度																																																																																																																																																																																				
頭	顔	眼	歯	首	肩	胸	腹	脊柱	腰	尻	(右)	(左)	腕	(右)	(左)	手指	(左記以外)																																																																																																																																																																				
(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	足	(足指以外)																																																																																																																																																																				
(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	(右)	(左)	足指	(左記以外)																																																																																																																																																																				
打撲	切り傷	すり傷	捻挫	じん帯傷	骨折	脱臼	火傷	その他																																																																																																																																																																													
イ <table border="1"> <tr> <td>医療機関名 ・診療科</td> <td colspan="2">共栄整形外科</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center; font-size: 1.5em;">医 療 機 関 (1)</td> </tr> <tr> <td>入院期間</td> <td colspan="2">024 (554) 3025</td> </tr> <tr> <td>通院期間</td> <td colspan="2">20XX年5月1日～20XX年5月14日 うち外泊(2)日</td> </tr> </table>		医療機関名 ・診療科	共栄整形外科		医 療 機 関 (1)	入院期間	024 (554) 3025		通院期間	20XX年5月1日～20XX年5月14日 うち外泊(2)日																																																																																																																																																																											
医療機関名 ・診療科	共栄整形外科		医 療 機 関 (1)																																																																																																																																																																																		
入院期間	024 (554) 3025																																																																																																																																																																																				
通院期間	20XX年5月1日～20XX年5月14日 うち外泊(2)日																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td>医療機関名 ・診療科</td> <td colspan="2">024 (554) 3025</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center; font-size: 1.5em;">医 療 機 関 (2)</td> </tr> <tr> <td>入院期間</td> <td colspan="2">20XX年5月17日～20XX年5月31日 うち実際に通院した日数(4)回</td> </tr> <tr> <td>通院期間</td> <td colspan="2">年 月 日～年 月 日 うち実際に通院した日数()回</td> </tr> </table>		医療機関名 ・診療科	024 (554) 3025		医 療 機 関 (2)	入院期間	20XX年5月17日～20XX年5月31日 うち実際に通院した日数(4)回		通院期間	年 月 日～年 月 日 うち実際に通院した日数()回																																																																																																																																																																											
医療機関名 ・診療科	024 (554) 3025		医 療 機 関 (2)																																																																																																																																																																																		
入院期間	20XX年5月17日～20XX年5月31日 うち実際に通院した日数(4)回																																																																																																																																																																																				
通院期間	年 月 日～年 月 日 うち実際に通院した日数()回																																																																																																																																																																																				
ウ <table border="1"> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle; text-align: center; font-size: 1.5em;">通 院 日 申 告 表 記 入 し て く だ さ い。 治 療 終 了 後 に</td> <td colspan="15"> <p>◆下記の通院日申告表に、実際に通院し治療を受けた日に印をつけください。2つ以上の医療機関に通院治療された場合は、○△等で区別してください。</p> <p>◆3か所以上の医療機関に通われた場合はメモ用紙等の別紙に記入してください。</p> <p>◆治療を受けておらず、薬剤、診断書、医療器具等の受領のみの通院は含まれません(印をつけてください)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> </table> </td> </tr> </table>		通 院 日 申 告 表 記 入 し て く だ さ い。 治 療 終 了 後 に	<p>◆下記の通院日申告表に、実際に通院し治療を受けた日に印をつけください。2つ以上の医療機関に通院治療された場合は、○△等で区別してください。</p> <p>◆3か所以上の医療機関に通われた場合はメモ用紙等の別紙に記入してください。</p> <p>◆治療を受けておらず、薬剤、診断書、医療器具等の受領のみの通院は含まれません(印をつけてください)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> </table>															20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																								
通 院 日 申 告 表 記 入 し て く だ さ い。 治 療 終 了 後 に	<p>◆下記の通院日申告表に、実際に通院し治療を受けた日に印をつけください。2つ以上の医療機関に通院治療された場合は、○△等で区別してください。</p> <p>◆3か所以上の医療機関に通われた場合はメモ用紙等の別紙に記入してください。</p> <p>◆治療を受けておらず、薬剤、診断書、医療器具等の受領のみの通院は含まれません(印をつけてください)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> <tr><td>年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15</td><td>() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</td></tr> </table>															20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																										
	20XX年 5 月 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		(4 回) 16 (7) 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																		
	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																		
	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																		
	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																		
	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																			
年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	() 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																																																																																																																																																																																				
エ <table border="1"> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">領収証・診察券を同封してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>◆今回のおけがで受診された医療機関の領収証1枚または診察券(いすれもコピー可)を同封してください。いすれもお手元にない場合は、医療機関の事務課に下記^②<治療日確認書>へ押印を依頼してください。</p> </td> </tr> </table>		領収証・診察券を同封してください。															<p>◆今回のおけがで受診された医療機関の領収証1枚または診察券(いすれもコピー可)を同封してください。いすれもお手元にない場合は、医療機関の事務課に下記^②<治療日確認書>へ押印を依頼してください。</p>																																																																																																																																																																				
領収証・診察券を同封してください。																																																																																																																																																																																					
<p>◆今回のおけがで受診された医療機関の領収証1枚または診察券(いすれもコピー可)を同封してください。いすれもお手元にない場合は、医療機関の事務課に下記^②<治療日確認書>へ押印を依頼してください。</p>																																																																																																																																																																																					
オ <table border="1"> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center; font-size: 1.5em;"><治療日確認書> 領収証または診察券等がない場合</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>医療機関 御中 ご記入いただいた入院・通院治療日について誤りがないかご確認いただきスタンプを押印してください。</p> <p>日付の確認だけですので、患者様の費用負担の少ないようにお手続きいただきますようお願いいたします。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">医療機関確認日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 10px;">スタンプ</td> </tr> </table>		<治療日確認書> 領収証または診察券等がない場合															<p>医療機関 御中 ご記入いただいた入院・通院治療日について誤りがないかご確認いただきスタンプを押印してください。</p> <p>日付の確認だけですので、患者様の費用負担の少ないようにお手続きいただきますようお願いいたします。</p>															医療機関確認日 年 月 日															スタンプ																																																																																																																																						
<治療日確認書> 領収証または診察券等がない場合																																																																																																																																																																																					
<p>医療機関 御中 ご記入いただいた入院・通院治療日について誤りがないかご確認いただきスタンプを押印してください。</p> <p>日付の確認だけですので、患者様の費用負担の少ないようにお手続きいただきますようお願いいたします。</p>																																																																																																																																																																																					
医療機関確認日 年 月 日																																																																																																																																																																																					
スタンプ																																																																																																																																																																																					
キ <table border="1"> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">A 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)</td> </tr> <tr> <td colspan="15">20XX年 5 月 1 日～20XX年 5 月 31 日</td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">固定具の種類 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">手首または足首を含む固定 (注3)</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>あり · なし</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">B 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)</td> </tr> <tr> <td colspan="15">年 月 日～年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">固定具の種類 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">手首または足首を含む固定 (注3)</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>あり · なし</p> </td> </tr> </table>		A 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)															20XX年 5 月 1 日～20XX年 5 月 31 日															固定具の種類 (注2)															<p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p>															手首または足首を含む固定 (注3)															<p>あり · なし</p>															B 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)															年 月 日～年 月 日															固定具の種類 (注2)															<p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p>															手首または足首を含む固定 (注3)															<p>あり · なし</p>														
A 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)																																																																																																																																																																																					
20XX年 5 月 1 日～20XX年 5 月 31 日																																																																																																																																																																																					
固定具の種類 (注2)																																																																																																																																																																																					
<p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p>																																																																																																																																																																																					
手首または足首を含む固定 (注3)																																																																																																																																																																																					
<p>あり · なし</p>																																																																																																																																																																																					
B 医師の指示により固定具を常時装着した時期 (注1)																																																																																																																																																																																					
年 月 日～年 月 日																																																																																																																																																																																					
固定具の種類 (注2)																																																																																																																																																																																					
<p>ギブス・ギブスシャーレ・ギブスシーネ・PTBキャスト 副子(シーネ、スプリント) 固定・PTBプレース 創外固定器・線副子(上下顎一体固定時のみ)・ハローベスト その他()</p>																																																																																																																																																																																					
手首または足首を含む固定 (注3)																																																																																																																																																																																					
<p>あり · なし</p>																																																																																																																																																																																					
力 <table border="1"> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">手術の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="15"> <p>有 → 手術名 無</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">手術日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="15" style="text-align: center;">手術コード [K - J] 診療報酬点数表のコードです。</td> </tr> </table>		手術の有無															<p>有 → 手術名 無</p>															手術日 年 月 日															手術コード [K - J] 診療報酬点数表のコードです。																																																																																																																																						
手術の有無																																																																																																																																																																																					
<p>有 → 手術名 無</p>																																																																																																																																																																																					
手術日 年 月 日																																																																																																																																																																																					
手術コード [K - J] 診療報酬点数表のコードです。																																																																																																																																																																																					
<p>(注1)「常時装着」とは、就寝時、入浴時等、一時的に「固定具」を外すことを主治医が許可した場合を含みます。</p> <p>(注2) 保険契約の始期によって、補償の対象となる固定具が異なる場合がございます。</p> <p>(注3) 手首・足首を含まず指のみの固定は対象となりません。 例: 指のみの固定は対象外</p> <p style="text-align: center;">対象外</p>																																																																																																																																																																																					

7 受傷状況報告欄（必ず記入してください）

おケガをされた方	共栄 次郎 様		行事等に参加中のおケガの場合	行事等の名称
おケガをされた日	20XX年 5月 1日 午前 10時00分頃			
おケガをされた場所	<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 以外 → 福島 都道府県 福島 市区町村		<input type="radio"/> 道路上 <input type="radio"/> 友人宅 <input type="radio"/> 公園 <input type="radio"/> その他()	
おケガをされた状況・内容	何をしている時（例：自転車に乗っている時） 公園で友達と 鬼ごっこをしている時	どうなった（例：カーブで滑って転倒し、腕を骨折した。） 転倒して骨折した。		
運転中のおケガの場合	自動車・バイクを運転中のおケガの場合、事故日時点での有効な免許証の有無			
	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
警察等への届出	届出先		届出日	
<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	警察署・消防署 駅長室		交番 年 月 日	

8 事故証明書は雇用主、行事主催者などの証明を必要とする契約（ゴルファー保険・PTA団体傷害保険特約・施設入場者の傷害補償特約・行事参加者の傷害補償特約など）の場合は作成してください。

事故証明書	上記は事実に相違ないことを証明します。 なお、本件に関して不明な点があれば、ご照会いただいた際にお答えします。		記入日 年 月 日
	証明者	該当に○をつけてください。（施設名）	（行会社）（その他）（ ）
	住 所	8のみ記入不要です。	
	電話番号 ()	(担当者名)	代表者名

9 お客様情報の取扱い

弊社は、この保険契約の事故発生に際し、円滑な事故解決、保険金の適正なお支払い、お客様に対してお役に立つサービスの提供および保険制度の健全な運営等のため、次の目的達成のために必要な範囲でお客様の個人情報を取得・利用、第三者へ提供をさせていただきます。

- ① 保険契約の履行（損害確認、保険金支払いの可否、支払保険金の算定等）・債権の回収および求償権の行使・各種サービスの提供等のために、保険事故の関係者（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（募集者を含む）、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。
 - ② 保険金支払いの健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社・共済等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けること。
 - ③ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、再保険引受会社に提供を行うこと。
 - ④ 保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ※詳しくは弊社ホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご参照ください。

(賠償責任保険)※保険会社より、保護者へ送付される書類です。

保険金請求書兼同意書

共栄火災海上保険株式会社 御中

〈ご記入の際の注意点〉

- ・ボールペンで太枠内を記入し、訂正する場合は二重線を引き、上から押印してください。
- ・保険金請求者（補償を受けられる方、保険の対象となる方）ご本人が署名願います。被保険者名が複数の場合は、すべての被保険者が連名で署名ください。ご本人が未成年の場合は、親権者（ご両親のいずれか）となります。
- ・請求者が法人のときは、法人名と代表者の役職・氏名を記入または社判を押印のうえ、職印を押印してください。
- ◆保険金請求者が法人の場合や弊社が依頼した場合を除き、押印は省略可能です。

① 住所	〒 960-9999	町村以下のフリガナイイやカマチヒラ/アヤサンマイオサリ-1
保険金請求者	福島 都道府県 福島 市 飯坂町平野字三枚長1-1	
氏名	フリガナ キヨウ エイ タロウ	共栄 太郎
求	日中連絡先	自宅 携帯 勤務先 () -
者	被保険者との関係	本人 () 親権者 () 相続人 () その他 ()
被保険者名		共栄 次郎
事故日		20XX 年 5 月 1 日
<p>証券または加入者証記載の被保険者との関係</p> <p>本人 () 配偶者 () 同居の親族 () 別居の未婚の子 ()</p>		

ご請求日 (請求書作成日) 20XX年6月1日

ご照会番号

◆別紙「お客様情報の取扱いについて」の内容を確認のうえ同意します。

◆本保険請求に関し、事実に反していることが判明した場合は、請求取り下げ、あるいは受領した保険金を直ちに返還します。

◆第三者の行為により保険の対象に生じた損害または被保険者の身体に生じた障害に対して、第三者が負うべき損害賠償額の全部または一部について貴社から保険金を受領した際には、その金額を限度として、損害賠償請求権は法律・約款の定めるところにより貴社に移転することに同意します。

◆建物の復旧に関する特約がある場合、保険金請求を行った建物の損害箇所について復旧を行うことを確約し、確約に反した場合は受領済の保険金を返還します。

被保険者生年月日

年 月 日

ご契約内容	証券番号	保険種目
ご契約者名		
所管店舗		
その他ご契約		

他の保険・共済契約 (今回の事故でご請求可能な他の保険契約または共済契約)	会社名	証券(照会)番号など	保険・共済種目	保険金請求の有無 (無) (有) (担当者名・連絡先)
<input checked="" type="radio"/> 有	→			

保険金は、下記の通りお支払いください。口座への振り込みをもって支払いがなされたものと認めます。
(ご記入に誤りがあると入金が遅れることがあります。通帳を確認の上、正確にご記入願います。)

支払先	保険金の支払先を3つより選び、該当する□に印を記入してください。		□ 相手方の指定する口座へ支払ってください。
	<input type="checkbox"/> 下記の口座へ支払ってください(金融機関・口座名義人等を記入してください)。		<input type="checkbox"/> 修理工場・業者、医療機関の指定する口座へ支払ってください。
金融機関	共栄	銀行:信組:労金:金融機関コード 信金:農協:漁協:	本店 店番号 普通 総合 当座 貯蓄 その他 口座番号 支所 001 ① ② ④ ⑨ 1234567
ゆうちょ銀行	② 口座名義人 (カタカナ)	キヨウエイ タロウ	② 口座名義人 (カタカナ)
口座名義人宛 支払案内送付先※	フリガナ 住所		フリガナ 宛名

※「① 保険金請求者」と「② 口座名義人」が異なる場合にご記入ください。

募集者受付日	営業店受付日	損害サービス部署

BF000300 ('24.09)

賠償申告書

賠償額が100万円以下の場合、「賠償申告書」をご提出いただくことで示談書を省略し保険金をご請求いただけます。ただし以下の場合および賠償額が100万円を超える場合は示談書とあわせて、この「賠償申告書」を提出してください。

- 「被保険者自身が損害物を修理」あるいは「被保険者が発注した業者が修理」した結果、賠償額が10万円を超える場合
- 当社より示談書の取り付けをご依頼した場合

共栄火災海上保険株式会社 御中

20XX年 6月 1日

被保険者

住所 福島市飯坂町平野字三枚長1-1

氏名 共栄 太郎



被保険者が未成年の場合は親権者（ご両親のいずれか）が署名押印してください。

1. 【共通】（必ず記載してください）

■ 20XX年 5月 1日、相手方 福島 花子 様との間に発生した事故につきましては、
賠償金として金 50,000 円を支払うことにより、解決合意しました。

なお、貴社による保険金支払手続後に、本件に関して相手方もしくは利害関係人より請求もしくは異議の申し立て等がありましても当方で解決し、貴社には請求しません。

2. 【下記①または②を確認の上、お進みください】

- 相手方に対して賠償金を支払済で領収証等（※）をお持ちの場合⇒【A欄】にお進みください。
- ①以外の場合⇒【B欄】にお進みください。

【A欄】領収証等（※）貼付欄

領収証等（※）添付欄（テープ・糊などで上辺のみをはがれないように貼付してください。）

（※）「領収証等」とは、「被保険者が相手方へ賠償金を支払ったことを証明する書類」で、支払った金額および使途・支払った者の氏名・賠償を受けた相手方の氏名がわかるものをいいます。

- 具体的には領収書、銀行振込書の控えなどが該当します。
- 原則として原本のご提出が必要です。
- 領収証の場合、金額・支払をした者の氏名・賠償を受けた相手方の氏名が明確な場合に限りコピーのご提出が可能です。
- 上記が明確でないときは、B欄において相手方の意向確認が必要です。

■ご提出いただいた領収書において上記が明確ではない場合には、別途担当者より追加確認させていただく場合があります。

【B欄】相手方の意向確認欄

賠償責任保険の保険金について、

- 金 50,000 円を限度に被保険者に支払うことを承諾します。
 貴社より、下記の金融機関口座に直接お支払いください。

保険金支払先口座

金融機関名	店名		普通総合 1	当座 2	貯蓄 4	その他 9
	本・店	(店番号)				
銀行・信組	金融機関コード					
労金・信金						
農協・漁協						
口座名義人（カタカナ）	ゆうちょ 銀行	通帳記号		通帳番号		

相手方 署名捺印	住 所	〒					
	氏 名						

令和 X 年 6 月 22 日

〒 960-0231

アカシマケン フクシマシ イイサ" カマチ ヒラノ アサ" サンマイ オサ 1-1

〒 119-0075

<ご照会窓口>

東京都
練馬区
高松 5-8-20 (J.CITYビル)

様
キヨウエイ タロウ

保険金請求手続きにかかるご照会

過日ご連絡いただきました右記保険事故につきまして、心よりお見舞い申し上げます。
現在、弊社ではお客様からの保険金請求関係書類の提出をお待ちしておりますが、一定の期間が経過いたしましたので、現時点における状態や保険金請求意思の有無等について、あらためて照会させていただきます。

お手数ですが、同封のハガキ裏面の該当する欄にご記入のうえ、
令和 X 年 7 月 7 日頃までに返信
いただきますようお願い申し上げます。(保険金請求期限ではありません)
なお、右記保険事故について保険金をご請求されない場合につきましても、
同封のハガキまたはお電話にて弊社担当者までご連絡いただきますよう
お願い申し上げます。

本書と前後して、すでに保険金請求関係書類をご提出いただいている

場合や、請求されないことをご連絡いただいた場合は、行き違いの失礼

をご容赦ください。

ご不明な点等がございましたら、右上《ご照会窓口》まで、お問い合わせ
いただきますようお願い申し上げます。

※事故の日とは、受傷日や発症日を含みます。

敬具

0002

切り取り線より切り離し、裏面にご記入のうえ、同封の個人情報保護シールを貼つてご投函ください。

このハガキは弊社本社（東京）にて集約いたしますので、
担当部署到着まで日数を要する場合はござります。お急ぎの場合は、左記《ご照会窓口》までお電話をいた
だきますようお願い申し上げます。

郵便はがき
切り取り線

料金受取人名郵便
芝局承認
4247

105-8790
274

東京都港区新橋 1-18-6

共栄火災海上保険株式会社 行
2026年5月31日
まで

切り取り線

ダイレクト損害サービス部
傷害損害サービス第5課
担当 0120-537-1822
FAX 03-5372-5525
<電話受付時間>平日午前9時~午後5時
(土日祝日、年末年始を除く)

21050112345

ご照会番号	21050112345
保険種類	普通傷害
福島県PTA連合会	様
キヨウエイ タロウ	様
令和 X 年 4 月 1 日より 令和 X 年 4 月 1 日まで	担当
事故の日※	令和 X 年 5 月 1 日
事故の種類	傷害
	9876543210
代理店(募集者)	

(注1)同一の事故の日で複数のご請求をいたしている場合はそのうちの1件を表示

しています。

(注2)被保険者は、保険の権利を受けられる方、保険の対象となる方をいいます。

CR031200 (25.05)

様式 1

令和8年度 福島県PTA安全互助会加入申込書

(児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度加入依頼書)

福島県PTA連合会会長様

会員番号(学校番号)			
		幼・小・中学校	PTA
会長	□公印		
電話番号	—	—	
FAX番号	—	—	

＜提出先＞
福島県PTA連合会 〒960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5 福島県青少年会館内 TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990 ※学校控えをとって郵送願います。

下記のとおり福島県PTA安全互助会に加入申込みします。また、当PTAの会員等を一括して
被保険者とし、福島県PTA連合会を保険契約者とする保険制度への加入を依頼します。

申込年月日		令和 8年 月 日	加入コース	I	II	III
加入人数		児童・生徒	① 名	PTA	③ 名	世帯
		内要保護児童・生徒	② 名	(家庭実数)	※教職員を除く	
会費	I	840円 × 名 = (補償保険料756円+運営費62円+事務経費22円)	160円 × 世帯 = (補償保険料156円+事務経費4円)	④ 円	⑤ 円	⑥=(4)+(5) 円
	II	670円 × 名 = (補償保険料597円+運営費56円+事務経費17円)	130円 × 世帯 = (補償保険料127円+事務経費3円)	④ 円	⑤ 円	⑥=(4)+(5) 円
	III	540円 × 名 = (補償保険料490円+運営費36円+事務経費14円)	130円 × 世帯 = (補償保険料127円+事務経費3円)	④ 円	⑤ 円	⑥=(4)+(5) 円
事務経費	I	(事務経費としてPTAに残す金額) ①-② 22円 × 名 = 円	4円 × 世帯 = 円	⑦ 円	⑧ 円	(事務経費) ⑨=(7)+(8) 円
	II	①-② 17円 × 名 = 円	3円 × 世帯 = 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨=(7)+(8) 円
	III	①-② 14円 × 名 = 円	3円 × 世帯 = 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨=(7)+(8) 円

※加入コースの行のみご記入ください。

※会費のうち、補償保険料は保険会社に支払う金額で、運営費は、本制度が健全に運営され発展するために必要な諸経費(会議費、普及活動費、通信費等)です。

事務経費は貴校PTAの経費となります。

※要保護児童・生徒の会費は本会が負担します。ただし、PTA会員の会費は必要です。要保護児童・生徒名簿の提出をもって本会が会費を負担します。

納 入 額	会費計(6)	—	事務経費として PTAに残す金額計(9)	=	納入額(6)-(9)
		—	円	=	円
納入方法	□ 登録口座からの引き落とし				□ 東邦銀行南福島支店の本会口座への振り込み

※事務経費は貴校PTAの経費となります。会費より差し引いて納入してください。

他の保険契約等の有無

※PTAとして加入している保険の有無

★傷害保険 (有の場合右に記入してください)	有・無	保険会社名	保険種類	死亡・後遺障害 (千円)	入院日額(円)	通院日額(円)
★賠償責任保険 (有の場合右に記入してください)	有・無	保険会社名	保険種類	保険金額(千円)		

様式 1

令和8年度 福島県PTA安全互助会加入申込書
(児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度加入依頼書)

福島県PTA連合会会長様

会員番号(学校番号)			
支援学校		PTA	
会長	[公印]		
電話番号	—	—	
FAX番号	—	—	

※特別支援学校(高等学校の年齢区分に該当する生徒)用

＜提出先＞
福島県PTA連合会 〒960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5 福島県青少年会館内 TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990 ※学校控えをとって郵送願います。

下記のとおり福島県PTA安全互助会に加入申込みします。また、当PTAの会員等を一括して
被保険者とし、福島県PTA連合会を保険契約者とする保険制度への加入を依頼します。

申込年月日	令和8年 月 日	加入コース		IV
加入人数	児童・生徒 (高等学校の年齢区分)	①	名	PTA (家庭実数) ③
	内要保護児童・生徒 ※会費と事務経費は要保護児童・生徒を除いた人数で計算	②	名	世帯 ④ ※教職員を除く
会費	IV ①-② 753円 × (補償保険料680円+運営費56円+事務経費17円)	④ 名 = 円	③ 130円 × (補償保険料127円+事務経費3円)	⑤ 世帯 = 円 ⑥=④×⑤ 円
事務経費	IV ①-② 17円 ×	⑦ 名 = 円	③ 3円 × ⑧ 世帯 = 円 (事務経費としてPTAに残す金額) (⑨=⑦+⑧)	(事務経費計) 円

※会費のうち、補償保険料は保険会社に支払う金額で、運営費は、本制度が健全に運営され発展するために必要な諸経費(会議費、普及活動費、通信費等)です。

事務経費は貴校PTAの経費となります。

※要保護児童・生徒の会費は本会が負担します。ただし、PTA会員の会費は必要です。要保護児童・生徒名簿の提出をもって本会が会費を負担します。

納入額	会費計(⑥) — 事務経費として PTAに残す金額計(⑨) =	納入額(⑥-⑨) = 円
納入方法	<input type="checkbox"/> 登録口座からの引き落とし <input type="checkbox"/> 東邦銀行南福島支店の本会口座への振り込み	

※事務経費は貴校PTAの経費となります。会費より差し引いて納入してください。

他の保険契約等の有無

※PTAとして加入している保険の有無

★傷害保険 (有の場合は右に記入してください)	有・無	保険会社名	保険種類	死亡・後遺障害 (千円)	入院日額(円)	通院日額(円)
★賠償責任保険 (有の場合は右に記入してください)	有・無	保険会社名	保険種類	保険金額(千円)		

**福島県PTA安全互助会会費
振替口座変更届**

学校・園名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

1 変更届け提出の理由(該当するものを○で囲む)

- (1) 役職に異動があったため、口座名義を変更
- (2) 都合により金融機関を変更するため
- (3) 金融機関の統廃合や名称変更に伴う届け出
- (4) その他の理由 ()

2 変更内容

チェック欄	変更項目	変更前	変更後
	金融機関名		
	支店名		
	フリガナ		
	口座名義		
	預金種別		
	口座番号		

- ※ チェック欄の該当する項目にレ点をつけてください。
- ※ 口座名義が変更になる場合は、省略せずに通帳の記載とおり名義をご記入ください。
- ※ 登録している口座を解約・変更する場合、または、金融機関を変更する場合は、新たな登録手続きが必要となりますので、4月27日(月)までに本会宛ご連絡ください。
- ※ 口座名義のみ変更と、金融機関の支店が統合され支店名が変更された場合は、5月29日(金)まで本会宛にご連絡ください。

提出先: 960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5

福島県PTA安全互助会(福島県PTA連合会)

TEL. 024-545-5982

FAX. 024-545-5990

様式3

令和 年 月 日

要保護児童生徒人数確認報告書

学校名

電話番号

担当者名

加入コース	I II III	会員番号	
-------	----------	------	--

- ※ 加入コースに○をつけてください。
- ※ 就学援助を受けている「準要保護児童生徒」・「幼稚園児」については該当しません
会費を納入していただくことになります。

要保護児童・生徒 総数

名

- ※ 要保護児童生徒確認報告書は、確定したい5月末日まで本会へFAXで提出してください。
- ※ 要保護児童生徒に移動があった場合は、必ずお知らせください。
- ※ 要保護児童生徒名簿の提示を求められる場合があります。

提出先: 960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5

福島県PTA安全互助会(福島県PTA連合会)

TEL. 024-545-5982

FAX. 024-545-5990

様式4

令和 年 月 日

福島県PTA安全互助会
6月以降転出・転入生の児童生徒確認報告書

学校・園名

電話番号

担当者名

加入コース	I	II	III	IV	会員番号	
-------	---	----	-----	----	------	--

*加入コースに○をつけてください

転出	学年	転出月日	転出先の学校・園名
転入	学年	転入月日	転入前の学校名・園名

※ 3学期の報告は必要ありません。

※ 転出転入児童生徒名簿の提示を求められる場合があります。

提出先: 福島県PTA安全互助会

TEL. 024-545-5982

FAX. 024-545-5990

編集・発行

福島県PTA安全互助会

〒960-8153 福島市黒岩字田部屋53-5
福島県青少年会館内
TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990

提携保険会社

共栄火災海上保険株式会社

東北支店 福島支社
〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
(J A福島ビル2階)
TEL 024-554-3006 FAX 024-554-3025

○<保険金請求担当部署>

●傷害事故担当

ダイレクト損害サービス部 傷害損害サービス第五課
〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 (J. CITYビル)
TEL 0120-537-182 FAX 03-5372-5525

●賠償事故担当

【PTA活動中の賠償事故】
北海道・東北損害サービス部
仙台損害サービス第一課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-16-14
TEL 022-265-2342 FAX 022-265-2329

【児童・生徒の賠償事故】

①北海道・東北損害サービス部
福島損害サービス課
〒963-8023 福島県郡山市緑町8-7
TEL 024-922-3515 FAX 024-922-3608
②北海道・東北損害サービス部
いわき損害サービスセンター
〒970-8026 福島県いわき市平字小太郎町4-1
TEL 0246-35-0856 FAX 0426-25-3740